

令和4年第1回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和4年1月25日(火)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時02分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

3 出席委員の番号及び氏名(15名)

1番 高橋 聡

2番 秋葉 俊一

3番 齋藤 智幸

4番 佐藤 優人

5番 五十嵐 晃

6番 斎藤 克行

7番 小野 隆

8番 長南 統

9番 日下部 崇喜

10番 小林 ひろみ

14番 高橋 義夫

15番 佐藤 恒子

16番 日向 弘明

17番 佐藤 繁

18番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名(3名)

11番 遠田 雅弘

12番 川井 利光

13番 和島 孝輝

5 議長の委員番号及び氏名

18番 若松 忠則 (会長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 佐々木 平喜

主査兼農地農政係長 佐藤 良子

農業経営改善相談員 河村 清男

7 会議に付した議案

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について	(7件)
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について	(15件)

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(4 件)
議案第 2 号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	(20 件)

◎開 会 (午前 9 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和 4 年第 1 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況について、報告いたします。本日は、11 番 遠田 雅弘 委員、12 番 川井 利光 委員、13 番 和島 孝輝 委員より欠席との報告を受けております。 次に、本日配布の資料について報告いたします。 「農地利用最適化交付金について」、「令和 3 年度山形県農業委員会オンライン研修会」、「行事報告書」、「行事予定書」、「農協広報 (1 月号)」になります。 それでは、令和 3 年第 12 回総会後の行事経過についてを報告をします。行事報告書をご覧ください。 (令和 3 年第 12 回総会後の行事経過について、報告書に基づいて説明) 続いて、令和 4 年第 1 回総会後の行事予定について、説明いたします。行事予定書をご覧ください。 (令和 4 年第 1 回総会後の行事予定について、予定書に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようですので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は 15 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。5 番 五十嵐 晃 委員、6 番 斎藤 克行 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告 報告第 1 号の上程、説明、質疑	
議長	報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 1 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査より説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 1 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。

	無いようですので、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第2号の上程、説明、質疑
議長	報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第2号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第2号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第1号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局長より、議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第1号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、河村相談員よりご説明申し上げます。
議長	河村相談員。
河村相談員	議案第1号の説明に入る前に、申請の取り下げがありましたので削除をお願いします。 議案第1号、9ページ、3番と4番の削除をお願いします。 削除の理由は、令和4年度から開始する「新規就農者育成総合対策」事業の支援を受けるためであります。 来年度から始まる事業であるため、本年度に申請すると支援を受けられなくなるため取り下げるものです。こちらの案件につきましては、新年度になってから総会に諮る予定です。 それでは、議案第1号についてご説明いたします。
河村相談員	(議案第1号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、4番 佐藤 優人 委員より、現地調査報告をお願いします。
4番 佐藤	4番 佐藤です。 農地法第3条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第3条の規定による、1番は遺贈による所有権移転。2番は経営移譲に伴う使用貸借権設定、3番と4番は新規就農のための使用貸借権設定についての案件です。 1月24日に、3番 齋藤 智幸 委員と事務局の河村相談員と私の3人で現地調査しましたが、その後3番と4番の案件は申請取り下げとなりました。 他の案件の農地については、積雪の影響で現地確認は難しい状況です。

	<p>委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。ご審議の程よろしく願います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 17番 佐藤 繁 委員。</p>
17番 佐藤	<p>17番 佐藤です。 1番についてお伺いしたいのですが、報告第2号の14番と関連しているようですが、賃貸人が亡くなられているということで14番では(亡)というカッコ書きがついていますが、議案第1号では(亡)がついていない、これでいいのかが1点です。あと、申請理由が【遺贈】ということで、非常にレアなケースです。通常であれば、法定相続人の相続ということで出てくると思いますが、遺贈であれば農業委員会の許可が必要で、これはおそらく、遺言によって法定相続人ではない●●さんという方に財産を譲るということで【遺贈】という形になったかと思います。この場合は、税制上も通常の相続より加算されるようです。そのあたりのことも説明いただきたいと思います。 また、報告第2号の14番に申請されている土地と、議案第1号の1番にある土地が多少違うのですが、これについても間違いがないのかお伺いします。</p>
議長	<p>ただ今の質問は、遺贈に至る経緯と報告第2号の14番と議案第1号の1番に記載されている土地の内容が若干、違うことについての質問でよろしいでしょうか。 暫時、休憩いたします。</p>
議長	<p>再開いたします。 佐藤主査。</p>
佐藤主査	<p>報告第2号の14番と議案第1号の1番は関係がございますので、私の方から経過の方を説明させていただきます。 はじめに、報告第2号の解約に至った件でございますが、当初、賃貸人の●●さんが亡くなりまして、法定相続人である●●●●さん外●名の方で解約が行われておりました。そのため、ここでは●●さんの名前の前に(亡)を記載させていただいております。あくまでも法定相続人である●●●●さん外●名が解約したという一つの事実があります。その後、先程、佐藤 委員もおっしゃっていた遺贈ですが、時系列としては、解約してその後に●●●●さんに遺贈するという遺言書が出てきました。1番に出てくる方はすでにお亡くなりになっていますが、亡くなった方の意思を継いだ遺言書をもって、氏名の前に(亡)とは付けずに●●●●さんのままで出ているわけです。実際、譲り渡す方はこの世にはいないので、申請書につきましても印鑑をもらうことは一切出来ないという状況でございます。 また、地番の関係ですが、報告第2号の解約は、●●●●さんが借り受けていたものがここに記載されている農地です。今回遺贈された農地の中には、別の方が借り受けているものもあります。そちらの農地に関しては、特に解約はしません。●●●●さん名義で持っている農地の所有権が●●●●さんに移るということ</p>

	なので、農地法第 18 条の解約の地番と農地法第 3 条の地番に多少の違いがあってもこれは間違いではないということになります。
議長	17 番 佐藤 委員。
17 番 佐藤	事情はわかりました。 あと、参考のためにお分かりになればですが、●●さんと●●さんの関係はどういう間柄なのでしょう。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	こちらは、●●さんの方が申請書の記載方法について、農業委員会に相談に来た時に関係性についてお伺いしたところでありまして、公にすることではないと思いますが、その時に聞いたところでは、●●さんの家の農地をずっと昔から●●さんの家で耕作して来たこと。●●●さんがお亡くなりになった時の葬儀の面倒を●●さんが全部見てくれたということ。また、●●●さんのお父さんと●●●さんのお父さんが同級生で、仲良くお付き合いをしていたとのことで●●さんに遺贈されたのではないかと、ご本人はおっしゃっていました。
議長	この件については、非常にプライバシーに係わることですので、場外では他言しないでいただきたいと思います。
議長	ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいかがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 2 号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)、を議題といたします。 議事参与の制限に該当する委員がおりますので、10 番 小林 ひろみ 委員は退席願います。 暫時、休憩いたします。
(暫時休憩)	(休憩中、小林 ひろみ 委員 退席)
議長	再開いたします。 はじめに、番号 5 番から 15 番までについて、審議します。 事務局長より、議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 2 号の番号 5 番から 15 番まで、資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第 2 号の資料に基づき、番号 5 番から 15 番についての内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいかがいかがですか。

	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第2号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)、番号5番から15番について、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、原案のとおり決定いたします。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	(休憩中、小林 ひろみ 委員 着席)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>続いて、議案第2号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)、番号5番から15番を除いた番号1番から4番と16番から20番までについて、審議します。</p>
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第2号の資料に基づき、番号5番から15番を除いた番号1番から4番と16番から20番までについて、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無ければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第2号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)、番号5番から15番を除いた番号1番から4番と16番から20番までについて、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	これをもちまして、令和4年第1回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉 会	(午前10時02分)

令和 年 月 日

上記は、令和4年第1回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第1回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

18番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

5番

6番

書記